

令和２年度 第４回門真市障がい者地域協議会会議録

日 時：令和３年２月１６日（火） １４時００分～

場 所：門真市保健福祉センター４階 第１、２、３会議室

■会議次第

１ 開会

２ 議題

- ①パブリックコメントの手續結果について 資料１
 - ②門真市第４次障がい者計画（最終案）及び門真市第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画（最終案）について 資料２－１、２－２ 資料３－１、３－２ 資料４
 - ③ 門真市第４次障がい者計画及び門真市第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画の策定に係る答申について
 - ④ 令和元年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について 資料５
 - ⑤ 地域生活支援拠点ジェイ・エスの運営及び日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価について 資料６
 - ⑥ 障がい者の理解啓発・理解促進について
 - ・保健福祉センター１Ｆふれあいコーナーの利用を提供する団体等の選定について 資料７
 - ・障がい者週間キャンペーンについて 資料８
- #### ３ 閉会

■配付資料

<事前配付・当日配布>

第４回門真市障がい者地域協議会次第

委員名簿

座席表

門真市第３次障がい者計画冊子

門真市第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画冊子

パブリックコメントの結果について

資料２－１ 門真市第４次障がい者計画(最終案)

資料２－２ 門真市第４次障害者計画新旧対照表

資料３－１ 門真市第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画(最終案)

資料３－２ 門真市第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画 新旧対照表

資料４ 第４次障がい者計画及び門真市第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画 策定スケジュール(案)

資料５ 令和元年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について

資料6 地域生活支援拠点ジェイ・エスの運営及び日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価について

資料7 保健福祉センター1Fふれあいコーナーの利用を提供する団体等の選定について

資料8 障がい者週間キャンペーンについて

■出席者

委員：小寺委員、藤江委員、東野委員、大北委員、高田委員、小原委員、松本委員、石橋委員、本木委員、石丸委員、山本委員

事務局：狩俣課長、馬屋原課長補佐、池田課長補佐、西本副参事、吉田係員、伊達係員
サーベイリサーチセンター

■欠席者

委員：中井委員、東野委員、井上委員、北本委員、可知委員

■議 事 開 会

事務局：定刻になりましたので、ただ今より門真市障がい者地域協議会を開催いたします。本日は委員の皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらず、本協議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本日の司会をさせていただきます、障がい福祉課副参事の西本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。失礼して座って司会進行させていただきます。

ここで委員の出席状況について報告させていただきます。本日の出席委員は16名中11名でございます。

門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項により、委員の過半数以上の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

なお、門真市身体障害者福祉会会長の中井悌治様、特定非営利活動法人門真市手をつなぐ育成会理事長東野弓子様、門真公共職業安定所統括職業指導官井上のり子様、門真クラブ・合同スタッフ会議代表ふろんていあ施設長北本宗一郎様、大阪府立守口支援学校校長可知万千代様は、所用のため欠席でございます。

次に、「会議の公開・非公開」について説明させていただきます。門真市では、本市の「審議会等の会議の公開に関する指針」により、公開・非公開を協議会の長が会議に諮って決定することとなっております。本協議会につきましては、原則の考え方どおり「公開」を考えておりまして、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、会議の審議状況を市民に明らかにすることにより、透明性を確保し、公正な会議の運営を図ることができると

考えております。

会長：ただ今、事務局から会議の市民への公開について提案がありました。何かご意見等ございますか。

一同：異議なし

会長：よろしいでしょうか。そうしましたら異議なしということで、会議につきましては公開として、市民の方々に傍聴いただくということとさせていただきます。それでは、傍聴者がいるようでしたら入室をお願いします。

事務局：それでは、早速会議に入らせていただきます。まず、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

本日配布しております資料は、協議会委員名簿、座席表、門真市第3次障がい者計画冊子、門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画冊子以上でございます。

また、各計画の冊子につきましては、会議中の参考資料としてご用意しておりますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。なお、各計画冊子が必要な場合は、職員までお知らせいただくよう、お願いいたします。

次に事前に郵送しております資料は、協議会次第、パブリックコメントの結果について、資料2-1 門真市第4次障がい者計画(最終案)、資料2-2 門真市第4次障がい者計画新旧対照表、資料3-1 門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(最終案)、資料3-2 門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 新旧対照表、資料4 第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 策定スケジュール(案)、資料5 令和元年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について、資料6 地域生活支援拠点ジェイ・エスの運営及び日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価について、資料7 保健福祉センター1Fふれあいコーナーの利用を提供する団体等の選定について、資料8 障がい者週間キャンペーンについてでございます。

また、その他参考資料といたしまして、門真市情報公開条例(抜粋)、審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)、門真市附属機関に関する条例(抜粋)、門真市附属機関に関する条例施行規則(抜粋)も配付いたしております。不足等がございましたら、お知らせください。それでは、この後の審議につきましては、会長に議事進行を宜しくお願いいたします。

会長：それでは、早速議事に入っていきたいと思います。お手元の次第の議題にあるパブリックコメントの結果につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：それでは着座にて説明をさせていただきます。資料1「パブリックコメント手続結

果について」説明させていただきます。これまで本協議会でご審議いただきました内容を反映しました計画案に関しまして、令和3年1月8日（金）から同月27日（水）までパブリックコメントを実施いたしました。閲覧場所につきましては、資料にある通りとなっております。4名の方から合計10件のご意見をちょうだいいたしました。

ご意見の内容としましては、まず資料1の2ページの①障がい施策についてというところで、1つ目は「障がいを有する家庭の懇談会など意見交換会を企てられてはどうでしょう」というご意見の内容です。このご意見に対しまして市の考え方としまして、「当事者等の団体の活動等を通じて、障がいのある人とのコミュニケーションの機会、情報共有を図ってまいりたいと考えております」などとしております。

また2つ目「国の基本方針に沿って、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保の取り組みをお願いします」というご意見に対しまして、市の考え方といたしまして「障がい児福祉計画の国の成果目標として、「聴覚障がい児を含む難聴児の支援に当たっては、都道府県において、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障がい）等を活用した難聴児支援のための中核機能を果たす体制を進める」とされております。それに基づき、大阪府の成果目標としても「大阪府において難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めることとする」とされています。このことから大阪府の動向を注視していきたいと考えております」としています。

また3ページ、3つ目「聴覚活用によって音声言語を育む教育の選択肢も手話教育と同等に容易にアクセスできる体制の構築を望みます」というご意見に対しまして、「就学前教育・保育施設においては、いただいたご意見も踏まえ、児童の障がいの程度や状況に応じ、適切な配慮と支援に努めてまいります。また、学校においては、聴覚障がいのある児童・生徒に対して、難聴の状況や使用する機器等に応じた配慮・支援を行っております」としています。

またその下4つ目「人工内耳助成事業および補聴器の電池補助事業を望みます」というご意見に対しまして、「人工内耳助成事業および補聴器の電池補助事業については、今後、施策を検討していく際の参考の意見として取り扱いさせていただきます」としています。

またその次4ページ目になりますが、5つ目「各検診および就学時検診・学校検診のそれぞれの段階で十分な聴覚検査を実施し、難聴児見逃しを長期的に防止する仕組みの構築を望みます」というご意見がございます。市の考え方といたしまして「妊娠届出時に新生児聴覚検査等の重要性を周知し、産後2週間の電話相談時や新生児訪問時、また、4か月児健診時に検査結果の把握と未受検の場合は受診勧奨を行い、1歳6か月児・3歳6か月児健診において問診項目の充実を図り、難聴児の早期発見・早期療育をめざします。また、子どもの状態を適切に見極めつつ母子の健康保持をはじめ、母親の育児不安の軽減、疾病や障がいの早期発見や児童虐待防止の観点も含めた切れ目のない支援の実施に努めるとともに、医療機関や適切な療育施設等に繋ぎ、支援を行ってまいりたいと考えております。なお、ご意見を踏まえ、上記の内容につきましては本計画（案）の一部を修正いたしました」などとしております。

また次に、5ページ目、②障がい福祉課について、「各種担当が1、2年で変わるのは事案によって不安材料になる。事案を部局内及び所管課全員で情報共有し、素早い対応をお願いしたい」というご意見に対しまして、「障がい福祉課では、担当者が変更になっても、現担当職員に引継ぎをいたしております。今後も課内で情報共有を図り、よりスムーズな対応に努めてまいります」としてあります。

またその下、③地域整備についてという項目に対しまして、「市民の居住地により、交通網及び道路状況が色々あり、中でも歩道車道の識別や段差が感じられる。早期改善を願う」というご意見に対しまして、「道路のバリアフリー化、生活道路における歩行者等の安全な通行の確保について、誰もが安全で快適に道路を利用できるよう、新設又は改築を行う場合に道路のバリアフリー化に取り組んでおります。引き続き段差の解消、視覚障がい者用誘導ブロックの設置などのバリアフリー化を行ってまいります」としてあります。

次6ページ目、④アンケート調査の項目につきまして、「軽度・中等度難聴児についても、「難聴児特別補聴器購入助成事業」の対象であること、放課後等デイサービスの利用者であることから、軽度・中等度難聴児に対してもアンケート調査を実施することが妥当であると考えます」というご意見に対しまして、市の考え方といたしまして、「本計画の策定にあたり、多くの障がいのある児（者）、介護者、事業所、団体等のご意見をいただく目的として、障がい手帳を所持する児（者）、介護者、事業所・団体等を対象に実施いたしました。次期計画の策定の際は、より多くのご意見をいただける方法を検討してまいります。また、「手話言語条例」等について検討していく際の参考意見として取り扱いさせていただきます」としてあります。

また7ページ、⑤相談支援体制の充実につきまして、「門真市保健福祉センター1階にある門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エスは、南部市民センターでの業務を再開しないのか」というご意見に対しましては、「平成21年から南部市民センター内に設置していましたが南部在住障がい者相談窓口は平成27年2月27日をもって廃止しております。廃止の理由については、相談窓口の利用者が少なかったためであり、ジェイ・エスを含めた委託相談支援事業所の職員の派遣を再開する予定はございません。委託相談支援事業所では、電話相談や必要に応じて訪問も行ってまいりますので、ご利用ください」としてあります。

最後に、⑥その他についてということで、「ペースメーカーを入れた人の障がい等級の見直しをしてほしい」というご意見に対しまして、「身体障がい者手帳の障がい等級は、国で定められている認定基準に基づき決定しております。心臓機能障がいによりペースメーカーを入れた場合は、一律1級に認定されておりましたが、医療技術の進歩により、社会生活に大きな支障がない程度に日常生活能力が改善される方が多い状況から、平成26年に見直しされ、3年以内に再認定を行うこととなりました。再認定の際は、身体活動能力の値をもとに、心臓機能の障がいにより自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限される方以外は3級又は4級とすることと決定されました」としてあります。

パブリックコメントでいただきましたご意見の概要と市の考え方につきましては以上に

なります。よろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。これはホームページには全文掲載されるんですね。

事務局：パブリックコメントにつきましてはホームページに記載予定しております。3月の下旬頃に全文をホームページにアップしようと考えております。

会長：ありがとうございます。よろしいでしょうか。

そうしましたら次の案件に移りたいと思います。議題2 門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（最終案）について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：引き続きよろしくお願いいたします。着座にて失礼させていただきます。それでは、資料2-1「門真市第4次障がい者計画（最終案）」について説明させていただきます。資料2-2の新旧対照表と併せてご覧いただければと思います。資料の2-1と2-2をご覧ください。

まず、計画の全体的な部分になりますが、1ページ目から各ページの右上に章ごとのタイトルを入れさせていただいています。ヘッダーという部分になりますが、タイトルを入れさせていただいたというかたちです。

次に、19ページをご覧ください。こちらにはアンケート調査の実施概要を記載しております。実施概要の上の表、(2) 調査対象についてというところで調査票の依頼文に注釈を入れておりました。その関係で「本人が回答することが難しい場合は介護者等が回答」という内容を今回追記させていただいております。

次に、第3章60ページに体系図がございます。下のほうに注釈といたしまして「※前回の計画には掲載していない取組について、【新規】と表記しています」としておりました。ここの部分を今回、枠囲みを入れまして「*「基本目標・施策」中、本計画で新たに掲載した施策については、【新規】と表記しています」とより分かりやすいように修正させていただいております。同様に、64ページの体系図の下にも同様の枠囲みを入れて追記させていただきました。

次に、第4章65ページ2行目の部分に前回まで、「※前回の計画には掲載していない取組について、【新規】と表記しています」と注釈を入れさせていただいております。ここの部分にこちらも枠囲みをさせていただきまして「*【具体的な取組】中、本計画で新たに掲載した取組については、【新規】と表記しています」とこちらもより分かりやすいように修正させていただいております。

また、67ページご覧いただけますでしょうか。下から6行目、これまで「協働によるま

ちづくり」という表現を入れさせていただいたおりました。こちらにつきまして、門真市の第6次総合計画の表現に合わせて「協働・共創によるまちづくり」ということで、共創という部分を追記、修正をさせていただいております。この修正につきましては、69ページの14行目になりますが、こちらでも同様に「協働・共創による総合的で効果的な施策」と修正させていただいております。

次に、76ページ【具体的な取組】の中の母子保健事業の充実という項目。母子保健事業の充実の2行目のところに「地区担当保健師が個別に支援を行い、子どもの状態を適切に見極めつつ、母子の健康保持をはじめ」と、新旧対照表のアンダーラインの部分、「子どもの状態を適切に見極めつつ」という表現を今回追記させていただいております。

また、その下になりますが【具体的な取組】の新生児聴覚検査の推進の2行目「加えて1歳6か月児・3歳6か月児健診において問診項目の充実を図り、難聴の早期発見・早期療育をめざします」ということで、先ほどのパブリックコメントの修正でありましたように追記させていただいております。

また、その下の【具体的な取組】乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進の2行目で「難聴などの疾病や障がいの早期発見に努め」と、新旧対照表のアンダーラインの部分「難聴などの」という表現を追記させていただいております。

これら3点の追記につきましては、パブリックコメントの意見を反映させたものでございます。

次に、90ページ9行目では、追記といたしまして「令和元（2019）年度門真市市民意識調査では、障害者差別解消法を知っている市民の割合は18.5%となっており、「門真市第6次総合計画」では、これを60%にすることを目標としていることから、差別の解消に向けた普及啓発に積極的に取り組む必要があります」と、第6次総合計画における指標に関連する部分を追記させていただいております。

また、94ページご覧いただけますでしょうか。94ページの2つ目の【具体的な取組】地域生活支援拠点の安定的かつ継続的な運営の4行目では「また、当該拠点を中核とし、関係機関との連携及び地域の社会資源を活用した取組に努めます」と追記させていただいております。

また、資料編の用語の説明の112ページ、こちらの中に要配慮者についてというところ。「障がい児（者）、高齢者、難病患者等で特段の配慮が必要な人」とあるところ、前回の地域協議会でご意見いただきましたので、アンダーラインの部分を追記して修正させていただいております。

次に、障がい福祉計画になりますが、資料3-1「門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（最終案）」について説明させていただきます。併せて資料3-2の新旧対照表をご覧ください。パブリックコメントの意見を踏まえての修正、また、大阪府との事前協議による指摘などによるものとなっております。

まず、こちらでも全体的に第1章から各ページの右上に章ごとのタイトルを入れさせて

いただいています。

次に、第2章19ページでは、こちらでもアンケート調査の実施概要の上の表中、調査対象についてという部分。こちら「本人が回答することが難しい場合は介護者等が回答」と追記させていただいております。

次に、第3章41ページ下から9行目では、「市内の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所とのスキルアップを目指した交流を図るなど、療育の質の向上と支援の内容の適正化を目指した取組を進めます」と、新旧対照表のアンダーラインの部分を追記させていただいております。

また、第4章58ページ下から5行目をご覧くださいませでしょうか。こちらでは、「障がいのある子どもの短期入所の利用の伸びは見込まれると考えており、今後実施体制の整備に努めてまいります」と追記させていただいております。

次に、第4章97ページ9行目では、「本計画においても、第2期門真市子ども・子育て支援事業計画※との連携を図りつつ、子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握また、緊密な連携促進に資する実施形態の検討に努めます」と、こちら新旧対照表のアンダーラインの部分、緊密な連携促進に資する実施形態の検討という表現を追記させていただいております。

次に、同じく第4章103ページ12行目をご覧くださいませでしょうか。こちらでは「また、ライフステージに合わせた支援として、学校の卒業後の進路や就職、障がい児入所施設からの地域移行等の生活環境の変化を見据えた円滑な引継ぎ、対応力の強化、継続的な支援の実施及び相談支援を中心とした各福祉サービス事業所、関係機関等との緊密な連携に努めます」と、こちら新旧対照表アンダーラインの部分を追記させていただいております。表現と致しましては、障がい児入所施設からの地域移行という部分と、関係機関等とのというところ、緊密な連携という所を追記させていただいております。

次に、第4章110ページの4行目に「加えて1歳6か月児・3歳6か月児健診において問診項目の充実を図り、難聴の早期発見・早期療育をめざします」と追記させていただいております。また、その下の6行目では「乳幼児期における難聴などの疾病」と、アンダーライン難聴などのという表現を追記させていただいております。また、その下の9行目でも「このことにより子どもの状態を適切に見極めつつ、母子の健康保持」という部分で、こちら新旧対照表アンダーラインの部分、子どもの状態を適切に見極めつつという表現を追記させていただいております。

最後に、第4章112ページの下から13行目に「門真市障がい者地域協議会及び差別解消部会において相談体制の整備、事例検討や情報共有等を通じて、事業者等も含めた障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を推進します」ということで、新旧対照表アンダーラインの部分、相談体制の整備という表現を追記させていただいております。修正点につきましの説明は以上になります。

次に、資料4「計画策定スケジュール案」の2月、3月の欄をご覧ください。計画（最終

案)につきましては、本日の第4回地域協議会でのご審議を経まして、市長への答申の運びとなります。その後、3月に計画内容を確定し、計画書の印刷製本を行い、委員の皆様をはじめ、庁内・関係機関に配付させていただくとともに、市民向けにも計画を公表・周知していくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

こちらのほうで説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、委員の皆さまご質問、ご意見等ございませんか。

よろしいでしょうか。ないようですので次の案件、議題3門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定に係る答申に移りたいと思います。

門真市への答申につきましては、資料2-1、3-1の計画(最終案)の最終ページに「答申書(案)」として「門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(最終案)」を添付し、この後、私の方から門真市長へ答申させていただきますと思います。

事務局：それでは、「門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(最終案)」につきまして、会長から宮本市長への答申をお願いします。

会長：門真市長宮本一孝様。門真市障がい者地域協議会会長小寺鐵也。門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について答申。

当協議会は令和2年7月30日付にて門保障第993号により諮問されました「門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定するための必要なことにつきまして、4回にわたり協議会を開催し、慎重に審議を行い、門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画案といたしましたのでここに答申いたします。門真市障がい者地域協議会会長小寺鐵也。

事務局：ありがとうございます。それではここで、宮本市長より、委員の皆様へお礼のご挨拶がございます。

宮本市長：皆さまお疲れ様でございます。門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の審議終了にあたりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。会長をはじめ委員の皆さまには昨年度7月の諮問より本日まで様々なご議論をいただいたこと心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、皆さんにはご苦勞いただいたことかと思いますが、熱心にご議論いただき様々なご意見をちょうだいいたしました。いただきましたご意

見につきましてははっきり行政の中で落とし込みをし、市民の皆さまが安心して暮らしていただけるような体制をつくってもらいたいと思っております。

障がいをお持ちの皆さんもしっかり期待を持って、この門真で暮らしていける、そういう環境を作っていくことというのは非常に重要なことではありますが、なかなか一朝一夕に物事が解決していくわけではありません。その辺りのところは様々な意見をうかがいながら、行政としては一歩ずつ歩みを続けてまいりたいというふうに思っております。

暮らしとなってくると、障がいはいろいろな場面、いろいろな側面に関わりが出てくる場合があります。とはいえ、行政側はどうしても縦割り行政とよく言われますが、解消するのが難しいというのが正直なところです。

市の職員も若返っていると同時に今のご時世ではないですが、あと一步もう一言声を掛けていればと。その問題もその一步もう一声掛けられていなかったり、ちょっとしたらこれがこういうふうに動くのではないか、こういうことが起こるのではないのというような想像力に欠けていること。人への配慮、心配りといったところがもう一言足りていなかったりというふうなことが結果として、縦割り行政と言われるような縄張り意識があるのかもしれない。

ぜひそういったところというのは障がいをお持ちの皆さん、また障がいをお持ちの子どもを育てておられる親御さんの立場に立って、そういったところをどのようにフォローをしていけるかというのは市役所としても必要な役割なのかなというふうに思っております。

ぜひ今後とも皆さま方から忌憚のないご意見をたまわりながら行政サービス、そして市民の皆さまが安心安全に暮らしていけるように取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます、今般のお礼の言葉とさせていただきます。まことにありがとうございました。

事務局：ありがとうございました。今回、委員の皆様には審議をたまわり、答申をいただくことができました。あらためまして、事務局一同、お礼を申し上げます。ありがとうございました。なお、宮本市長につきましては、他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

さて、門真市第4次障がい者計画及び門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画につきましては、最終的な内容を庁内で意思決定いたしまして、3月中に印刷製本を行います。計画書ができあがりましたら、委員の皆様へ送付させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは会長、議題よろしくお願ひします。

会長：それでは、次の議題に移りたいと思います。議題④令和元年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：それでは私より議題4、令和元年度障害者差別解消法にかかる本市の対応状況についてご説明、ご報告致します。着座にて失礼します。

資料5をご覧ください。令和元年度本市に対する相談支援について相談内容及び対応状況等を記載しております。令和元年度の相談件数は12件あり、相談にあったご意見については相談種別と致しましては、合理的配慮の提供に関する提供に関する相談事例が9件、環境整備に関する相談事例が3件となっており、不当な差別・虐待に関する相談事例、批判相談事例については0件でした。

相談分野としては教育に関する物が10件、医療に関するものが1件、商品・サービスに関するものが1件となっております。相談者は障がい者本人からの相談が2件、その他が4件、障がいの家族からの相談が5件となっております。

また、障がい種別で見ると、身体障がいに関する相談が9件、知的障がい者に関する相談が3件となっております。性別、年代では女性6件のうち10代未満が2件、10代が3件、60代が1件となっております。また、男性6件のうち10代未満が5件、40代が1件となっております。

相談に関する対応といたしましては問題が解決されているが11件、助言や相談先を案内して終了した事例は1件でした。相談の内容と致しましては記載の通りですが、今年度に障害差別解消専門部会の中で事例検討及び門真市の取組の報告を行う予定でありましたが、新型コロナウイルス感染拡大における緊急事態宣言などもあり、行えておりません。

現在、開催予定、出席者の方のご意見も踏まえながらリモート会議や書面開催なども踏まえて検討しているところでございます。以上で令和元年度障害差別解消専門部会本市の対応状況についての説明を終わります。

会長：ありがとうございました。ただいまの報告に関して、委員の皆さまご質問、ご意見等ございませんでしょうか。これは教育委員会の対応でしょうか。

事務局：教育委員会がほとんど担っております。お子さんが入学する時の配慮をお願いしたいという事例がほとんどです。

会長：何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の案件に移りたいと思います。議題⑤地域生活支援拠点ジェイ・エスの運営及び日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：それでは、私より議題（5）、地域生活支援拠点ジェイ・エスの運営及び日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価について、ご説明させていただきます。

まず、最初に日中サービス支援型グループホームの運営に関する評価を行います。資料6

ー3をご覧ください。日中サービス支援型グループホームは、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、障害者総合支援法第89条の3第1項に基づき地方公共団体が設置する協議会等に対して、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないことが、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」において定められています。

本市においては、昨年度に続き、「門真市障がい者地域協議会」において評価を行っていただきます。日中サービス支援型グループホームの概要としましては、障がい者等の重度化・高齢化のため、日中活動サービスを利用できない障がい者等に対して、共同生活を営む住居（グループホーム）において、昼夜を通じた入浴、排せつ、食事の介護等又は相談その他の日常生活上の援助を行うものです。本市の指定状況は、社会福祉法人門真共生福祉会が平成31年4月1日付け大阪府の指定を受けて実施しております。

報告及び評価についての目的としましては、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図ることとあります。

評価の視点は5点あります。1点目が常時の支援体制を確保し、利用者が地域において、地域との交流のもとで自立した日常生活及び社会生活を営むことができているか。

2点目が利用者の意向を踏まえた個別支援計画に基づいて、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めているか。

3点目が日中サービス支援型グループホームのモニタリングの標準実施期間は、他の類型の指定共同生活援助よりも短く3カ月間とすることとされているが、適切に実施できているか。

4点目が利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障がい福祉サービス等の利用が図られているか。

5点目が日中サービス支援型グループホームは短期入所を併設し、地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとされているが、適切に実施できているかです。

運営方針及び実施方法の評価項目のポイントは次頁以降の「日中サービス支援型共同生活援助の評価項目の説明」に記載の通りとなっておりますので、併せて確認いただければと思います。

この後、本サービスを実施している門真共生福祉会より運営状況等について報告いただきますが、資料6-1、日中サービス支援型共同生活援助の実施状況等報告書（様式第1号）をはじめ6-2までの資料をご参照ください。

続きまして、地域生活支援拠点ジェイ・エスの運営に関する評価を行います。資料6-4をご覧ください。地域生活支援拠点は、障がいのある人の高齢化や親亡き後を見据え、居住

支援のための機能を集約し、地域の障がいのある人を支援するものです。地域生活支援拠点の事業運営においては、門真市障がい者地域協議会の場を活用し、効果的な運営がなされているかの評価の実施などを通じて、安定的かつ継続的な運営に向けた取組を推進するものとし、

今年度初めて、「門真市障がい者地域協議会」において評価を行っていただきます。地域生活支援拠点の概要としましては、障がいのある人の高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための5つの機能（相談支援、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を集約し、地域の障がいのある人を支援するものです。

5つの機能については、資料6-4で確認してください。報告及び評価についての目的としましては、効果的な運営がなされているかの評価の実施などを通じて、安定的かつ継続的な運営に向けた取組を推進することであり、評価の視点としましては、相談支援、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりという5つの必要な機能が適切に実施できているかです。

この後、地域生活支援拠点ジェイ・エスを運営している門真共生福祉会より運営状況等について報告いただきますが、資料6-4、地域生活支援拠点の実施状況等報告書資料をご参照ください。

最後に、地域生活支援拠点ジェイ・エスを運営している門真共生福祉会において新型コロナクラスター事案がありましたので、門真共生福祉会に報告をお願いしたいと思います。資料6-5をご参照ください。

以上、3つの報告を門真共生福祉会に一括していただき、質疑応答の時間を取り、質疑応答が終了しましたら、門真共生福祉会に対し、各委員様より日中サービス支援型グループホームの運営及び地域生活支援拠点ジェイ・エスの運営に関する評価となるご意見をいただきたいと思っております。いただいた評価及び意見を踏まえ、今後の運営を行っていただくようにしてまいります。説明は以上です。

会長：ありがとうございます。それでは、運営事業者の社会福祉法人門真共生福祉会より報告をお願いいたします。

社会福祉法人門真共生福祉会：それでは日中サービス支援型共同生活援助の報告をさせていただきます。

様式第一号、日中サービス支援型共同生活援助の実施状況等報告書をご覧ください。シートに沿って基本情報からご説明させていただきます。当法人の情報及びグループホームの情報を記載させていただいております書面の通りです。ご覧ください。

法人名は社会福祉法人門真共生福祉会、グループホーム名はグループホームくわざいAとグループホームくわざいBです。1階がくわざいAで男性。グループホームの定員が7名、

ショートステイ 3名併設。2階がくわざいBで女性。グループホームの定員が7名、ショートステイ 3名併設フロアの構造は1階、2階ともに同じです。

次に職員配置です。シートに記載の数字の通りとなっています。資料6-2-⑦は、基本的な職員配置表となりますので、そちらも併せてご覧ください。入居者の人数によって多少違いはありますが、24時間365日、世話人もしくは支援員がフロアに在中しています。建物玄関はオートロックになっている他、1階と2階にはそれぞれグループホームの玄関があり施錠をしています。そのため1階と2階の職員、利用者が入り交じることはありません。

続きまして運営方針及び実施方法についてです。まず3番の地域生活の支援についてご説明させていただきます。資料6-2-⑨も併せてご覧ください。ご利用者の生活はホーム内だけで完結するものではなく、地域生活の中で送られる支援体制になっています。令和元年度は、グループで外出行事を行い、また個々においては移動支援等の外部サービスを利用して外出、スタッフとの近隣への買い物などを実施しましたが、今年度は新型コロナウイルスの影響により、従来の活動の内容や実施頻度を見直さざるを得ない状況となりました。代替として週末に敷地内でバーベキュー、ドライブなどを実施しました。地域に向けての活動も同様で、新型コロナウイルスの影響で、当初予定していた外部向けの研修会等の事業については中止し、月1回実施していた地域交流のサロンについても不定期の開催となりました。

続きまして、利用者の健康管理の取り組みについてご報告いたします、朝・夕の健康チェックや看護師に通院や処置等のアドバイスを仰いでいる他、クックチル業者と契約しカロリー管理の下、食事提供を行うといった取り組みを行なっています。新型コロナウイルス感染症の対応として、建物への入館時の検温の実施、来所者リストの作成、アルコールによる手指消毒、グループホーム内でのアルコール消毒、職員のマスク着用の徹底を行っております。またグループホーム内に、紫外線照射装置であるエアロシールドを設置しております。

続きまして、相談支援との連携です。3ヶ月に1回の定期的なモニタリングの他、必要時には電話連絡等で情報共有を行うと共にケース会議を実施しています。資料6-2-⑩に一覧表が記載されていますのでそちらも合わせてご覧ください。

続きまして行政機関の手続代行です。ご本人やご家族での手続きが難しい方に関しては、グループホーム担当職員が主となり各種手続きを代行しています。現在ホームでは男女1名ずつホーム職員が主となり代行を行っています。また男性に1名成年後見人がついており、家族に代わって上記手続きを代行しています。

家族との交流についてです。平時はご利用者とご家族との交流が途切れないよう、保護者と相談しながら、土曜日の帰宅希望の方へ送迎を出すなど行いましたが、新型コロナの影響で、緊急事態宣言中においては一時的に帰宅できない状況になるなどの制限がありました。定員規模については記載内容をご確認ください。

続いて、短期入所についてです。当施設は短期入所併設型となっています。短期入所は、

新年度からの受け入れが順調に行われていくことが予想されましたが、緊急事態宣言の発令やその後の新型コロナウイルスによる影響等により、受け入れが難しい状況にありました。緊急時に関しましてはトラブルにより自宅生活が難しくなった方等の受け入れを行いました。

次に共同生活利用者についての情報です。知的障がいをお持ちの方が入居されています。平均区分は男性 5.6、女性 5.1 となっております、年齢層は最年少が 22 歳、最高齢が 60 歳となっております、平均は男性 47 歳、女性 39 歳となっております。

最後にその他ですが、定期的な職員面談、虐待防止に係る研修を年度内に実施いたしました。外部講師による研修や、法人内他事業所との事例検討会を年度当初に実施を予定していましたが、新型コロナの影響の為、集合研修を中止しました。法人として e ラーニングを採用し、研修を進めております。日中サービス支援型共同生活援助グループホームについて説明は以上となります。

続きまして、地域生活支援拠点ジェイ・エスの運営につきまして、ご説明させていただきます。それでは地域生活支援拠点の実施状況等報告書をご覧ください
シートに沿ってまず基本情報からご説明させていただきます。法人名は社会福祉法人門真共生福祉会、代表者は理事長藤田靖治。所在地は門真市桑才新町 24-2。開設年月日は平成 31 年 4 月 1 日です。

地域生活支援拠点の 5 つの機能について、その実施状況を説明いたします。①相談支援です。基幹相談支援センターえーるが地域生活支援拠点内に設置されています。その基幹相談支援センターと連携を取り、相談の体制をとっております。土日祝を含め 24 時間、地域生活支援拠点ジェイ・エスの職員が常駐しており、電話・来所での対応が可能となっております。担当している職員で対応が難しい場合に備え、管理職に携帯電話、スマートフォンを携帯させ、対応できる状況としております。土日祝や夜間に電話や来所による相談は、令和 2 年 12 月時点ではございません。

続いて②緊急時の受け入れ・対応です。短期入所 6 名定員（男 3 名・女 3 名）の枠の空きを利用し、緊急時の受け入れを実施しています。今年度の緊急受け入れ実績は 1 件となっております。具体的には引きこもり傾向の障がい者の 40 代女性が 20 代前半の長男に依存している母子世帯ケースで、本人の依存度がエスカレートしていく中で長男が精神的にも経済的にも支えきれなくなり、長男から身体的虐待行為が発生した事案となっております。12 月以降の状況については、別紙「門真共生福祉会における新型コロナクラスターの事案の報告」の通りです。

続いて③体験の機会・場の提供です。体験利用の定員は 2 人です。グループホームにそれぞれトレーニング型（半年契約・最長 1 年）を 1 室ずつ設け、グループホームでの生活を体験できるようにしております。令和 2 年度は 2 名が利用。グループホーム内にショートステイを併設しており、ショートステイを利用することで、グループホームでの生活を体験することもできます。12 月以降の状況については、別紙「門真共生福祉会における新型コロナ

クラスターの事案の報告」の通りです。

続いて④専門的人材の確保・養成についてです。令和元年9月19日に株式会社マイナビの協力を得て、ビジネススキルアップ研修を実施しました。令和2年度は行動援護従事者養成研修の実施を検討しましたが、新型コロナウイルス感染症の対応のため中止することになりました。令和3年度の実施に向けて、準備を進めているところです。インターンや職業体験、実習などを受け入れ調整する役割も担っています。

最後に⑤地域の体制づくりです。基幹相談支援センターを中心に各相談支援事業所との連絡体制を構築しております。エリアサポート室を中心に、他法人の事業所と緊密な連携を行っております。拠点内にある多目的室を活用し、サロンや研修、会議場所等の提供を計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症への対応のため、中止しております。今後につきましても、新型コロナウイルス感染症の状況、地域の状況を勘案し、体制づくりを検討しているところです。地域生活支援拠点の報告については以上となります。

引き続き新型コロナクラスター事案について、報告させていただきます。資料6-5「門真共生福祉会における新型コロナクラスター事案の報告」をご覧ください。

12月5日(土)にジェイ・エスステージ(生活介護)で利用者1名の陽性が判明いたしました。12月8日(火)ジェイ・エスステージ(生活介護)で職員1名の陽性が判明し、これに伴い、9日以降のショートステイジェイ・エスクわざいA・Bを当面停止することにいたしました。

12月11日(金)ジェイ・エスステージ(生活介護)のクラスターが判明。保健所の指示により濃厚接触となったグループホームジェイ・エスクわざい等の利用者及び職員をリストアップし、グループホームの入居者及び職員、ショートステイ利用者のPCR検査を実施いたしました。結果は書面の通りとなります。この状況を踏まえ、基幹相談支援センターの業務を電話相談のみといたしました。グループホーム内は、陰性・陽性の入居者をフロアで分け、レッドゾーンで勤務できる職員の検討を開始しました。

12月12日(土)タイベック(防護服)の着用、ゾーニング等の指導を受け、ゾーニングを実施いたしました。陽性者のみの対応をとるため、陰性の利用者家族との調整(一時帰宅の打診)を行いました。陽性の利用者に対応するための物品購入手配、陽性者及び濃厚接触となった利用者又は職員の健康観察の実施を開始し、結果を随時保健所に報告いたしました。

12月13日(日)法人日中事業所(生活介護3か所・就労継続支援B型1か所)相談等の所長会議を実施。レッドゾーン強化(カーテン等)、グリーンゾーン(休憩所等)の準備、衛生用品の発注、その他必要物品の購入を行いました。この所長会議にて法人日中事業所を15日以降年内閉所し、レッドゾーン勤務職員を募集することにいたしました。やむを得ず日中活動を希望する利用者は、1つの事業所で緊急受け入れを行える体制をとりました。

12月14日・15日には、11日陰性だった入居者1名(生活介護利用兼)、支援員・世話人5名が陽性、グループホーム入居者のうち3名が入院となりました。男女で5名の陽性入居

者を1フロアで対応を行い、陰性入居者6名（のちに陽性判明うち2名）は自宅療養としました。

12月16日以降、新たな陽性者はありませんでした。

12月24日（木）に地域生活支援拠点ジェイ・エス内を消毒作業しました。基幹相談支援センターえーるの機能を、相談支援センタージェイ・エスに一時的に移転いたしました。

12月25日（金）タイベック（防護服）着用なしでの支援を開始いたしました。

1月6日（水）基幹相談支援センターえーるの機能を、地域生活支援拠点ジェイ・エスに戻し、業務再開となりました。

再開に向けてですが、世話人の多数が早期の復職に難色を示し、グループホームの世話人の早期の人員確保が困難な状況でした。また、日中事業所の利用者側から1月からの再開を望む声が多くあった状況を踏まえ、1月から、人員体制が正常化されるまでの期間、グループホームくわざいの入居者には、自宅かショートステイ等代替サービスをご利用いただくことにいたしました。

2月10日以降、グループホームの体制を段階的に再開し、2月中旬を目途に通常再開を実施する予定となっています。書面には記載されておきませんが、2月15日時点でグループホームくわざいA・Bは通常再開となっております。尚、通常再開されるまでの間の入居者様に関しては、これまでの日中活動事業所を利用しております。

大阪府との対応ですが、12月25日大阪府生活基盤推進課が状況視察に来られました。当初は、1月以降もレッドゾーンが継続される懸念を大阪府からも伝えられていたが、年内に収めることができたことで評価していただいております。それに合わせて年明けからの再開（グループホームの閉所）について理解を得ております。1月5日を以て大阪府への報告を終了しております。以上となります。よろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございます。ただいまの何点かにつきましてご報告をいただきました。まず、質問をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

C委員：コロナウイルスのクラスターについてですが、入所、通所を併設しているところは事案がたくさん発生していて、年末から年明けにかけていろいろ苦勞されたということは分かります。大阪府が昨年8月ぐらいに大阪府内の福祉施設でこういった事案が起こった時に事業継続する観点から応援職員の派遣協定を結ばれていて、高齢者施設と障がい者施設が入っていたと思いますが、利用されることがあったのでしょうか。

クラスターの発生というのはどこの施設でも起こり得ることかなと考えていますが、今後こういうことに注意していけばクラスターの発生が抑えられるのではないかなど今回の体験を通して考えておられることがあれば共有できるのではないかと思います。よろしくお願いいたします。

社会福祉法人門真共生福祉会：協定を活用して、他法人さんからの協力を得るということについてですが、もちろん検討はさせていただきましたが、まずは法人内の職員、人材をグループホーム内に投入することを第一優先として考えて取り組みを行っています。その過程の中ではありますが、たびたび私、レッドゾーンという言葉を出させていただいたのですが、このレッドゾーンそのものというのが、陽性から10日経った段階で、基本的にレッドゾーンは解除していいですよということになっていましたので、12月21日の段階ではすでに解除できる状況ではありました。ただ、我々は、念のためということで、利用者に対応する職員はタイベック（防護服）を継続して着用し、24日の一斉消毒まではその体制を維持していたというところです。

ですからおそらく1月までレッドゾーンを継続せざるを得ない状況になった場合であれば、グリーンゾーン部分に関しては応援職員を要請したという可能性はあるかと思います。現状、われわれは21日でレッドゾーンを解除するということことができましたので、結果的に要請するという段階まではいかなかったというところです。検討に関しては進めておりました。

続きましてクラスターの発生についてですが、職員、個々、いろいろな反省点は皆あるようですが、一つ言えることは体調不良者が分かった段階で速やかに連絡を共有し合って、保健所等への連絡をいかにスムーズにできるかとは思っています。

予防の観点に関しては、先ほど説明したように入館される方の管理であったり、今はもう検温をして対応まで記載してリストを作っておりますが、どうしても通所の場合はわれわれ施設の中だけにいるわけではありませので、どのようなところで感染するか、そのリスクは一定あるかと思えます。体調不良が分かったタイミングで速やかに保健所への報告であったり、あるいはお休みいただいたり、そういうような情報の提供を速やかにして、それ以外のご利用者さん、職員への感染を抑止することができるのが一つなのかなと思っています。

また、われわれも今回の経験をもってして、対応する職員に関しても衛生の装備をワンランク上げての対応となっておりますので、例えば、入浴、トイレ、日中事業所という食事介助の時もフェイスシールドを必ず付けるようにと。マスクの着用そのものに関してはもう一度、不織布マスクをきちんと付けるであるとか、ごく基本的なところ、アクリルパネルを食事の場所に設置し直すとか、グループホーム内においても食事の向き、リビングでみんなが和気あいあいと食べられるような状況でないのは残念ではありますが、壁に向かって個別に食べていただくような体制であったり、あるいは部屋食に切り替えたりというようなことはさせていただいております。以上となります。

会長：他にございませんか。

G委員：2つお聞きしたいことがあります。聞き逃したのかもしれませんが、ショートステ

イの再開はされているのか、あるいはもしまだであれば、どのようにされるのかをお聞きしたいです。

それから緊急時の受け入れについて、今年度1件とありますが、これは受け入れの枠がなかったのか、支援している中で解決する方法があったのか、その辺りの状況を分かる範囲で教えていただければと思います。

社会福祉法人門真共生福祉会：ご質問ありがとうございます。まず1つ目の質問のショートステイの再開についてですが、現状はまだ再開はできておりません。報告の中にありましたように、世話人の復職というか、改めてまた入ってくるというところ、正直なところ、精神的な負担が結構掛かっております。これは世話人に限らず、グループホームの対応している職員が一定抱えている悩みでもあり、そこに私たち管理職も寄り添いつつ、状況を把握しながら見ているところです。

併せて、人の補充ということで、世話人の募集もこの1月、2月にかけて、より充実した支援体制を取れるように確立しているところではありますが、まずは職員そのものの精神的な、気持ちの面のところで一定期間が欲しいかなというところと、実際に今、入居されているグループホームの利用者さまというよりは、利用者さまのご家族さまが、やはりまだちょっと警戒されています。今の状況を、われわれのグループホームの状況だけではなくて、世の中の状況の中で新型コロナウイルス感染症が落ち着いていない中でショートステイを受け入れるのかというような声もございますので、その辺りちょっと世の中の動きを見たりとか、あるいは他法人さんで、例えば、入所の中で短期入所を併設されているようなところの動きも参考にさせていただきながら、開所の時期を探っているという状況になります。

社会福祉法人門真共生福祉会：緊急時の受け入れの部分については、えーるから説明をさせていただきます。

事務局：緊急時の受け入れに関してです。私からの報告は基幹相談に入ってきた相談に限られますので、それ以外の緊急時の受け入れ等は門真市に再確認をお願いします。

基幹相談に入ってきたケースで緊急時の受け入れに関しては、今回、このケースの1件となっています。これ以外のケースに関しては、短期入所であったり、福祉サービスの利用が可能で何らかのサービスを使うことで対応ができたということになっていますので、地域生活支援拠点ジェイ・エスの緊急時の受け入れに関してはこの1件となっています。

会長：よろしいでしょうか。他にございませんか。

E委員：利用料についてですが、期間が決められていて、返金されたり、追加請求されたりしているのでしょうか。

社会福祉法人門真共生福祉会：利用料の徴収になりますが、基本的には見込でやや多めにいただいて、3カ月単位で計算し直して返金するという対応を取らせていただいています。

E 委員：あともう1点ですが、厚生労働省や大阪府が出している新型コロナウイルスの義援金は活用されていますか。

社会福祉法人門真共生福祉会：まず慰労金が各職員向けにあったかと思いますが、その慰労金については法人職員すべて、派遣で来られているドライバーさん含めて全員に支給を終えています。

もう1点、1月中に新型コロナウイルスの陽性者が出た事業所向けの助成金の申請がありましたが、それも申請は済んでおります。まだお金は入ってきていないかとは思いますが、申請は済んでおります。

現在、2月末までに提出する予定の助成金がございますが、そちらに関しては、今、準備をしている予定です。

会長：それでは次に運営内容についての評価となるようなご意見をいただきたいのですが、まずは地域生活支援拠点を運営されておられます日中サービス支援型共同生活援助についてご意見ございませんか。

G 委員：グループホームの利用者の状況については、区分の高い方が多くいらっちゃって、そういった方への支援はなかなか難しいところがあると思います。その中で今、相談支援等でよく言われている意思決定支援という視点で、障がいがあってもなくても、意思を形成したり、意思を表明したりという支援が十分できていますかと。そういう意識を持って支援していきましょうということが言われています。

グループホームの方は3カ月に1回モニタリングをされていて、その中で意思の表出、あるいは形成しやすいかなと思っています。今後もそういったところで十分支援していければと思っています。

会長：他にございませんか。G 委員さんが言われる通り、かなり重度の方が多いですね。そういう方はコロナの時は意思の疎通など大変だったと思います。今後のグループホームの運営に関しては、今は少ししんどい状況ですが、これまでの取り組みの継続をお願いしたいと思います。

それでは次に地域生活支援拠点ジェイ・エスの運営について委員の皆さまよりご意見いただければと思います。

C委員：地域生活支援拠点については、人材養成の役割もこれから中心になってくると思っています。今、こういう状況の中、介護職の確保も難しい状況ではありますが、既存の障がい者サービスを使った職員のスキルアップや、こういう事業の必要性を市民に知ってもらって、介護職の人材確保につながるようなことなども必要だと思っています。なかなかコロナの状況で人を集める研修は難しい状況ではあるかと思いますが、今、オンラインの研修などもたくさんありますし、そういうことを考えるとともに障がい者サービスを引っ張ってもらえたらありがたいと思います。

会長：人材確保について具体的な取り組みなどはございますか。

社会福祉法人門真共生福祉会：説明と重複してしまうところかと思いますが、現状は緊急事態宣言が出ているのでわれわれもお断りしている状況ではありますが、新卒学生のインターンの受け入れに関しては、リクルートを通じて募集していて、夏、冬と合わせて30名以上の方にエントリーしていただいております。相談支援センタージェイ・エス、放課後等デイサービスをしていますジェイ・エスステージジュニア、生活介護事業所も含めて結構、全国からお集まりいただいているような状況です。今も緊急事態宣言中ではありますが、社会福祉士実習を2名受け入れている状況で、対応しています。本当にたくさん計画させていただいていたのですが、二の足を踏む状況になっております。

幅広くうちの活動をどうしていただくのかということも含めて、またウェブを使ってということも行動援護従事者養成研修については、大阪府の担当者の方とやりとりをしている中でもウェブ配信、あるいはウェブでの演習もしていただけて結構ですということをしていただいていますので、その辺り、他の事業所さんがどのようなことをやっているのかも含めて参考にしていきたいと思っています。

またわれわれ法人の中で何か門真市の皆さんに還元できるような、分かりやすい研修、啓発研修というよりはきちんと資格を取っていただけるようなものが何かできないかということに関していろいろ研究を進めています。移動支援従事者についても、大阪府の担当者と一緒にやりとりをしながら進めていきたいと思っています。以上です。

会長：他にございませんか。人材確保に関しては、今後かなり福祉の世界は重要な場になっていくのではないかと思います。具体的に、地域協議会の中、部会の中でも実行性のあるような具体策を検討していただけて、例えば、人材をどう確保していくかということも併せて進めていただければと思います。どうぞよろしくをお願いします。

それでは各委員からいろいろとご意見いただきましたので、グループホームの運営と地域生活支援拠点の運営を今後も行っていきたいと思っていますので、どうぞよろしくをお願いします。

社会福祉法人門真共生福祉会：ありがとうございます。評価いただいた内容、また皆さまからのご意見を今後の運営に生かしてまいりたいと思います。何卒よろしく申し上げます。

会長：それでは次の議題⑥障がい者の理解啓発・理解促進について、保健福祉センター1階ふれあいコーナーの利用を提供する団体の選定について事務局からご説明申し上げます。

事務局：それでは、議題⑥障がい者の理解啓発・理解促進について、「保健福祉センター1Fふれあいコーナーの利用を提供する団体等の選定について」をご説明いたします。資料7-1をご覧ください。

門真市保健福祉センター内ふれあいコーナーを障がい児（者）と市民との交流を図ることを目的として、今年度は、門真市手をつなぐ育成会に事業を実施していただいております。来年度については、今年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により、十分に活動することができなかった状況を踏まえ、門真市障がい者地域協議会の承認を得て、引き続きNPO法人門真市手をつなぐ育成会に事業実施をお願いしたいと考えております。

本日、門真市手をつなぐ育成会の出席の都合がつかなかったため、来年度の実実施スケジュール及び今年度の取組について、事務局で代わりに報告させていただき、来年度も継続して実施することについてのご意見と承認をいただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、引き続き門真市手をつなぐ育成会からの提出資料に基づいて、ご報告させていただきます。来年度事業実施にあたり、資料7-2利用申請書、資料7-3定款、資料7-4事業実施年間スケジュール、資料7-5今年度の報告書を提出いただいております。

NPO法人門真市手をつなぐ育成会から報告の文書を頂いておりますので、代読させていただきます。令和2年度ふれあいコーナーの事業として、障がい児・者の暮らしの向上と地域交流、及び障がいに関する図書や支援グッズ、介護に関する物品の展示や販売と、差別や偏見、いじめをなくすための障がい理解啓発の取り組みと、共生社会の実現に向け、障がい・教育・子育て・高齢者と連携を図れるように門真市社会福祉協議会の協力を得ながら、制度の狭間で支援が届かず孤立しがちな人など、誰もが集える「カフェサロン」を不定期開催から定期開催できるように進める予定でした。

しかし、コロナ感染拡大に伴い、4月7日に緊急事態宣言が発令されたため、5月6日まで閉所することとなりました。その後、社会福祉協議会より生活困窮者相談待合室として使用依頼があり、7月31日まで閉所を継続しました。

8月から事業を再開しましたが、以降もコロナ禍の影響で、当初の事業計画をスケジュール通りに進めることができませんでした。そのような中でも、障がいのある人に関するシンボルマークの壁面展示、障がい理解、啓発物を自由に持ち帰っていただけるようにバンフレットラックの設置などを行いました。

基本的には無人での対応のため、障がい児・者の支援グッズ（イヤーマフ・ポケット付き

カレンダー、スケジュール手帳など)は鍵付きガラスケースでの展示としています。コロナ禍で人が集まるのが難しいながらも、さをり織り機を設置し体験できるようにしています。また、遮光カーテンを取り付け、「障がい」や「差別」に関するDVD上映会を換気に注意し、座席配置も考慮して10月と12月に行いました。

当会の単独事業の「おやおやサロン」(相談活動)を、後期は毎月第4木曜日に定期開催いたしました。障がい者ふれあいキャンペーンには団体参加を辞退し、ふれあいコーナーでDVD上映会と同時に、お菓子引きを行い、3歳児の健康診査に来られた親子が立ち寄られていました。

令和3年度は、引き続き障がい理解・啓発の取り組みと共生社会の実現に向け、障がい・教育、子育て高齢者と連携を図れるような取り組みを行い、障害者差別解消法や、合理的配慮を啓発できる展示を、行政や他機関の協力を得て、整えていく予定です。また、障がいに関する図書や支援グッズなどの展示をしていることを多くの方に周知し、来訪者を増やせるように取り組みます。DVD上映会とおやおやサロンは定期開催をできるようにし、その他はコロナ禍の状況に応じます。と報告いただいております。以上です。

会長：ありがとうございました。それでは、門真市保健福祉センター内ふれあいコーナーの利用について、引き続きNPO法人門真市手をつなぐ育成会に実施していただくにあたり、ご意見を伺いたいのですがいかがでしょうか。

C委員：去年の4月から6月まで保健福祉センターが閉館期間中、社協の貸付の相談等困窮者の支援で、この1年間で4,500件以上の申請相談を受けている状況がありました。今はだいぶ落ち着いているのですが、スペースの問題でどうしても保健福祉センターで対応できない時に閉館期間中の2カ月間とその後さらに追加で1カ月、相談対応に使わせてもらいました。本協議会での了解なく使わせてもらったのですが、これだけ一つご了解をお願いしたいと思います。

去年の秋以降、映画上映会とか研修などもあのスペースで実施されましたが、あのスペースにはWi-Fi環境がなく、社協には無線Wi-Fiの環境があるので、先ほどの無線Wi-Fiを頑張って飛ばしながら研修をやっておられました。

来年度以降、保健福祉センターそのものの機能になるので、障がい福祉課が所管なのか分かりませんが、あのスペースにWi-Fi環境を整備しておいてもらったなら、また育成会の活動の中でもオンラインでいろいろなこと、市民の方や会員さんとの連携、研修などいろいろな活動ができるのではないかと思います。

公共施設でWi-Fi環境がある設備が少ない状況がありますので、それについても皆さんの意見をもらってから検討していただけたらと思います。

会長：また、来年度は本年度の状況を踏まえて、継続して同法人に事業を実施していただく

ということで、ご異議ございませんか。

一同：異議なし。

会長：ありがとうございました。それでは、本協議会での意見を伝えていただき、来年度も継続して実施していただくよう事務局のほうで進めてください。よろしくお願ひします。

それでは、続きまして、障がい者ふれあいキャンペーンについて、事務局の説明をお願いいたします。

事務局：それでは議題⑥障がい者週間キャンペーンについて、ご説明させていただきます。資料8-1をご覧ください。障がい者週間キャンペーン（大阪ふれあいキャンペーン）は、障がい者団体、地域福祉団体、府・市町村が一体となり、協賛企業・団体との協力も得ながら、府内各地でシンポジウムや街頭キャンペーンなど障がい理解の啓発イベントを開催しております。本市におきましても、12月3日～9日の障がい者週間に合わせて、障がいや障がいのある方への啓発活動の一環として、関係団体等のご協力のもと、街頭キャンペーンを実施いたしました。街頭キャンペーンは、12月3日（木）13時30分から14時30分まで、京阪古川橋駅前にて実施しました。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮し、キャンペーンの所要時間を2時間から1時間へ短縮、演奏会の中止、自主製品の販売中止、参加人数を制限する等、キャンペーンの規模を縮小して実施しました。啓発物として、障がい者週間PRチラシ、ふれあいコーナーPRチラシ、ヘルプマークチラシ、ふれあい折り紙、クリアファイル、自主製品など啓発物の配布を行いました。資料8-2が今年度配布しましたふれあいキャンペーンPRチラシですので、ご覧ください。

また、障がい者キャンペーンの市民の方への事前周知について、広報12月号の2面、ホームページ、市役所庁内のシティナビタ、公用車テープにて啓発アナウンスでの周知など行いました。

ふれあいキャンペーンに参加の各機関より提出していただいたアンケートの意見として、コロナ禍の中でも継続してキャンペーンができて良かった、興味を持って足を止めて話をされたり、展示を熱心にご覧になっていた市民の方がおられたなどの意見や昨年度のような販売、演奏会も次年度は実施できれば良いとのご意見がありました。

事務局としても、来年度はコロナも収束し、昨年度のようなキャンペーンを開催できればと思っております。各団体の皆様には、今後ともご意見やご協力をいただきますようよろしくお願ひいたします。以上です。

会長：ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

G委員：私も参加させていただきましたが、やはりコロナの状況ということもあって、もちろん手袋などはしていたのですが、やはり受け取ることに抵抗があったのかなど。寒いこともあって、足早に行かれる方も多くて、特に今年はコロナの影響もあって難しかったかなどというところがあると思います。

一応、私もアンケートに書かせてもらいましたが、できればもっとゆっくりと見ていただけるような、京阪電車さんやイオンさんなど、難しいこともあるかもしれませんが、屋内でとか、ゆっくり見ていただけるようなところがあれば、もう少し啓発活動ができたと思います。その点について考えていただければと思います。

会長：他にございませんか。それでは本日予定しておりました案件はすべて終了いたしました。それでは今後の会議の予定について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは、今年度の協議会は以上をもちまして終了いたします。委員の皆様には、任期2年に渡りさまざまなご意見を頂戴しましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

なお、来年度の協議会につきましては、新たに2年の任期として委員の委嘱をさせていただく予定です。つきましては、3月中旬に各機関の代表者様へ委員の推薦依頼を行う予定です。

来年度の会議回数といたしましては、7月、2月の年2回の開催を予定しております。今後ともよろしく願いいたします。

また、本協議会での会議録につきましては、「門真市情報公開条例」の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成いたします。また、この会議録は不開示情報を除いて公開するものとなりますのでご了承ください。各委員等の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますので、ご了承ください。

なお、本協議会での会議録につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」第7条に基づき、協議会終了後、2週間以内に作成いたします。

会長：ありがとうございます。ご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これで本日の協議会を終わらせていただきたいと思います。貴重なご意見ありがとうございました。皆さま、今後ともよろしく願いいたします。

(終了)